

## 本書の概略

本書では、長野県が地球温暖化対策を促進するために制定した条例・規則に基づき、県民の皆様、事業者の皆様、行政機関などの各主体が地球温暖化対策のために講ずるべき対策とその方法・手続きについての概要を説明しています。

なお次ページからの「条例による地球温暖化対策」に示す、「●」が文頭にある条例は平成18年3月30日から施行しています。「○」が文頭にある条例は平成19年2月20日から施行します。

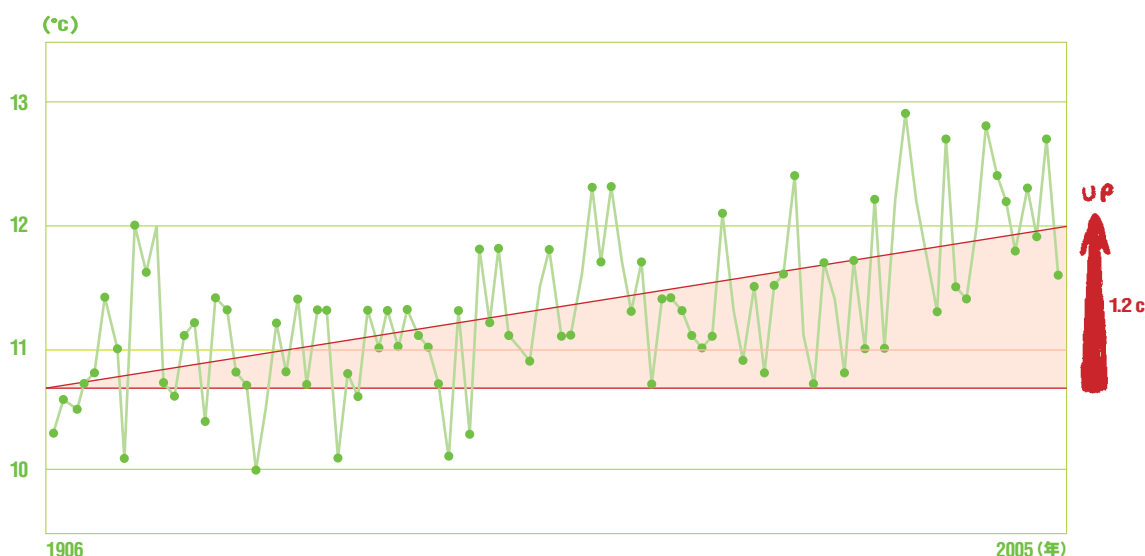
## 条例及び規則制定の背景

地球温暖化とは、二酸化炭素などの温室効果ガスの増加により、地球の気温が上昇する現象をいいます。地球温暖化が進むと様々な気候の変化が生まれ、異常気象、大規模な洪水や干ばつなどが発生するといわれています。

長野県の温室効果ガスは、1990年度と2003年度を比較すると15.3%増加しています。また、長野市の年間平均気温はこの100年間(1906年～2005年)で1.2℃上昇しています。

地球温暖化は地球規模の課題ですが、その解決には地域の一人ひとりの取り組みが必要です。

このことから長野県では、実効性のある地球温暖化対策を促進するために「長野県地球温暖化対策条例」を制定しました。



### 長野市の100年間の平均気温の推移

(長野地方気象台のデータに基づき環境政策課で試算。データは1906年から2005年まで)